

特別用途食品とは

特別用途食品は、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適するという特別の用途を表示して販売される食品である。特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要がある。

(健康増進法に基づく「特別の用途に適する旨の表示」の許可には特定保健用食品も含まれますが、以下では特定保健用食品を除いた特別用途食品について説明する。)

特別用途食品には、病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳幼児用調製乳及び高齢者用食品がある。表示の許可に当たっては、許可基準があるものについてはその適合性を審査し、許可基準のないものについては個別に評価を行っている。

食品の種類としては、病者用食品には、単一食品(しょうゆ、ジャム等)及び組み合わせ食品(複数の食品をセットにしたもの)がある。

●○特別用途食品の類型○●

